



会社名 武田薬品工業株式会社  
代表者 代表取締役社長 長谷川閑史  
(コード番号 4502 東証第1部)  
報道関係問合せ先 コーポレート・コミュニケーション部  
Tel 03-3278-2037

# News Release

2013 年 6 月 26 日

## 当社取締役に対するストック・オプション(新株予約権)発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 238 条および第 240 条の規定に基づき、当社取締役に対してストック・オプションとして割当て新株予約権の募集事項等を下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

I. 当社取締役に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由  
取締役の中長期的な業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値の向上を図るため。

### II. 新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の名称 武田薬品工業株式会社 2013 年度第 1 回発行新株予約権

2. 新株予約権割当て対象者の区分およびその人数  
当社取締役 4 名

3. 新株予約権の総数  
459 個  
上記総数は、割当予定個数であり、新株予約権の引受けの申込みの数の合計が上記総数に満たない場合には、当該申込みの数の合計をもって割当て新株予約権の総数とします。

4. 新株予約権の目的である株式の種類および数  
新株予約権 1 個当たり当社普通株式 100 株。  
なお、本取締役会決議日以降、当社が普通株式の株式分割、普通株式の無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

(注)株式の無償割当ての場合は、無償割当て後の発行済株式総数(自己株式を除く)を無償割当て前の発行済株式総数(自己株式を除く)をもって除した商をもって上記比率とする。

調整後株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日以降、株式無償割当てまたは株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。

また、上記のほか、本取締役会決議日以降、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、取締役会の決議により、合理的な範囲で調整を行うものとします。

これら、目的となる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知します。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとします。

#### 5. 新株予約権の払込金額またはその算定方法

新株予約権 1 個と引換えに払い込む金額(以下「払込金額」という)は、割当日における新株予約権 1 個当たりの公正価額(ブラック・ショールズ・モデルにより同日の東京証券取引所の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)をもとに山田 FAS 株式会社に委託して算出)とします。

※払込金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しません。

※取締役が当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込金額の払込請求権とを割当日において合意相殺します。

#### 6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とします。

#### 7. 新株予約権の割当日

2013 年 7 月 19 日

#### 8. 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日後 3 年を経過した日から新株予約権の割当日後 10 年を経過する日まで、すなわち、2016 年 7 月 20 日から 2023 年 7 月 19 日までとします。

ただし、2016 年 7 月 20 日より前であっても、新株予約権の割当てを受けた取締役が、任期満了により退任した場合その他正当な理由のある場合には、退任の日の翌日より新株予約権の行使ができるものとします。

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使時において、当社の取締役であることを要します。ただし、任期満了により退任した場合その他正当な理由のある場合はこの限りではありません。

また、1 個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとします。

10. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要します。

11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額(A)は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額(B)の 2 分の 1 の金額とします。

ただし、本計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額(B)から、上記の増加する資本金の額(A)を減じた金額とします。

以 上